１／１４（金）の行事

はじめよう、つづけよう。
「新北海道スタイル」
～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時　１２月２３日（木）１５時００分

発表項目（行事名）	**無料法律相談の実施について**
概要	公益財団法人北海道女性協会では、令和３年度男女平等参画法律相談事業として、函館市において、別紙のとおり無料で、弁護士による法律相談（面接相談）を実施します。 ■開催概要 １　日　時：令和４年（２０２２年）１月１４日（金） 午後１時３０分～午後４時３０分（１人３０分） ２　会　場：函館市亀田交流プラザ （函館市美原１丁目２６－１２） ※当日は、３階小会議室３で受付を行います。 （予約された方のみ） ３　内　容：ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）、セクシャルハラスメント、ストーカー、雇用・労働問題、離婚など様々な法律問題に関すること ４　相談員：弁護士　伊藤　詠子　氏（函館弁護士会） ５　申込方法：電話による予約制（先着６名まで） ６　予約受付：令和３年（２０２１年）１２月１４日（火）から受付中 午前９時～午後５時（日曜・祝日は除く） ７　そ の 他：詳細は、下記担当までお問い合わせください。
参考	渡島総合振興局と同時配布
報道（取材）に当たってのお願い	面接当日は、相談会場での報道対応は行っておりません。
担当（連絡先）	公益財団法人北海道女性協会（担当：近藤） ＴＥＬ　０１１－２５１－６３２９ 檜山振興局保健環境部環境生活課（担当：課長　今） ＴＥＬ　０１３９－５２－１２７９（直通）

令和3年度　男女平等参画関係法律相談事業

無料 法律相談

公益財団法人 北海道女性協会

対面による相談です

配偶者や恋人の暴力に悩んでいませんか…
職場のセクハラやパワハラに困っていませんか…
ひとりで悩まず、思い切って相談してみましょう！
法律に関するどんなことでも、
弁護士が相談に応じます。

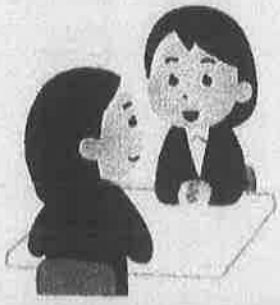

開催要項	
相談内容	ＤＶ、セクハラ、パワハラ、ストーカー、雇用・労働問題、離婚など様々な法律問題に関すること
相談日	令和４年１月１４日（金）
時間	午後１時３０分～午後４時３０分（１人３０分）
相談員	弁護士　伊藤 詠子（函館弁護士会）
申込方法	電話による予約制（先着６人まで） 予約受付　令和３年１２月１４日（火）から 午前９時～午後５時（日曜・祝日・12月29日～1月3日は除く） ※男女性別問わず、どなたでもご利用になれます。

＊相談会場＊
函館市亀田交流プラザ　（ 函館市美原１丁目２６－１２ ）
※ 当日は、３階の小会議室３が受付となります。（予約された方のみの受付になります）

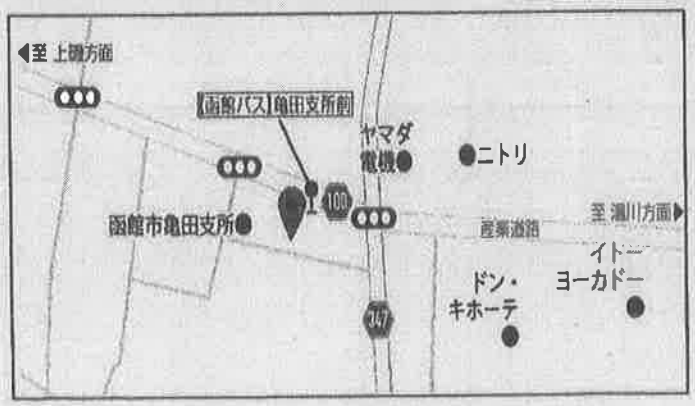

問い合わせ・予約先
公益財団法人北海道女性協会
011－251－6329